

持続可能なコミュニティづくり推進事業実施要綱

制 定：令和7年3月21日付け中離振第216号

（目的）

第1条 この要綱は、持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、持続可能なコミュニティづくり推進事業（以下「推進事業」という。）の円滑かつ適正な運用実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年島根県条例第24号）第2条に規定する中山間地域をいう。

(2) 生活機能の確保

買い物(商店、移動販売)、燃油入手(ガソリン、軽油、灯油、混合油)、医療・介護・福祉(病院、診療所、訪問診療・看護、介護)、防災(組織づくり、避難場所の確保)、冬期や病後などの一時的な居住、生活支援(除草、除雪など)、住宅などの紹介提供（空き家バンク、空き家対策など）、生活交通など、日常生活を維持する上で欠かすことができないサービスが利用できる環境を、承継、再開、新設、誘致、導入や地域外のサービスへのアクセス方法の整備などにより確保することをいう。

(3) 各種団体等

地域運営組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農業協同組合、漁業協同組合、株式会社等の団体及び2者以上の個人又は法人で構成される法人格のない共同体、協議会、グループ等の任意団体をいう。

(4) 地域運営組織

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針（地区計画や地域ビジョンなど）に基づき、地域課題の解決に向けた取組を実践する組織

(5) 空き家等

かつて居住の用に供されていた建築物（附属する工作物を含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）であって、補助事業を実施する際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのないもの

(6) お試し暮らし住宅

移住したい地域での暮らしを体験するための住宅

(7) シェアハウス

複数の者が共同で生活するための住宅で、居間、台所、浴室、トイレ、洗面所等を他の入居者と共用するもの

(事業の内容等)

第3条 推進事業においては、次に定める支援を行うものとし、それぞれ支援の対象となる事業（以下「支援対象事業」という。）を行う市町村に対して、交付要綱及びこの要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 横展開促進支援事業

市町村が各種団体等と連携して実施する生活機能の確保に向けた持続可能なコミュニティづくりを推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る事業に対する支援

(2) 地域の人材確保支援（空き家の活用）事業

中山間地域において、Uターン・Iターンの促進等により、地域の人材を確保するため、各種団体等が地域の空き家を定住者用住宅やお試し暮らし住宅等に改修する取組を支援する

2 支援対象事業の要件、補助金による支援対象とする経費その他の支援に係る細目については、別表1のとおりとする。

3 支援対象事業は、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けない事業とし、また、生活機能の確保に向けた持続可能なコミュニティづくりの推進に効果があると認められるものでなければならないものとする。

(事業計画書の提出)

第4条 前条に規定する支援を受けようとする市町村は、支援対象事業に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(事前相談)

第5条 事業計画書の提出にあたっては、事前に別表2に定める担当部署へ相談の上、提出すること。

(事業の認定)

第6条 知事は、第4条の規定により事業計画書の提出のあった支援対象事業について、審査の上、認定の可否を決定し、その結果を当該市町村へ事業計画認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、認定を受けた支援対象事業（以下「認定支援対象事業」という。）について、次のいずれかに該当する場合には、変更認定申請書（様式第3号）を提出し、知事による変更の認定（以下「変更認定」という。）を受けるものとする。

(1) 認定支援対象事業に要する経費又は経費の区分の配分の変更をするとき。ただし、事業費の2割未満の減の場合を除く。

(2) 認定支援対象事業の目的の達成に影響を与える変更をするとき。

- (3) 認定支援対象事業を中止し、又は廃止するとき。
- (4) その他認定支援対象事業について重要な変更をするとき。

2 前項の変更認定の手続については、前条の規定を準用する。

(竣工検査)

第8条 第3条第1項第2号の支援事業について、市町村長は、補助事業に係る改修工事が完了した場合は、遅滞なくその検査を行わなければならない。

(完了検査)

第9条 第3条第1項第2号の支援事業について、市町村長は、完了検査申請書（様式第4号）により、調査・設計の成果品の検査や当該建築物の検査を県に申請しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による申請を受理したときは、検査員を指定し、当該検査員に現地の検査を行わせるものとする。
- 3 検査員は、前項の検査を行った結果、補助金の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、完了検査調書（様式第5号）により知事へ報告し、完了検査済証（様式第6号）を市町村長へ交付する。

(入居状況等の報告)

第10条 第3条第1項第2号の支援事業について、市町村長は、事業の終了年度の翌年度から10年間、補助を受けた住宅の各年度の利用状況を、利用状況報告書（様式第7号）により知事に報告をしなければならない。

- 2 前項の規定による報告書は、毎年度、4月末の状況を5月末までに提出するものとする。

(支援の期間)

第11条 支援対象事業ごとの支援期間は、次に定める期間を限度とする。

- (1) 横展開促進支援 2年
- (2) 地域の人材確保支援（空き家活用） 1年

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

支援対象事業区分	支援対象事業の要件	支援対象経費	留意事項
横展開促進支援	1 支援対象事業で取り組む内容は、原則として該当する地区の地区計画(地区住民の話し合いにより策定された持続可能なコミュニティづくりの取組に向けたもので、地域課題やその解決手法となる活動内容等について記載されたもの)に位置付けられていなければならないものとする。 2 市町村が直接若しくは各種団体等に対する委託により実施する事業又は市町村が補助金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し、若しくは負担金を支出して行う事業で、次に掲げるものとする。 (1) 市町村が各種団体等と連携して実施する生活機能の確保に向けた持続可能なコミュニティづくりを推進するために、新たな実践活動の実施、既存の実践活動の充実又は継続を図る取組（仕組みづくりのための検討、調査、周知広報、試行等を含む。） (2) (1)の実施のために必要となる簡易な修繕改修又は車両若しくは設備の取得 3 認定支援対象事業の実施期間が 2 年度にわたる場合、事業計画書に 2 年度分の取組内容を記載し、計画の認定は開始年度のみとする。 4 間接補助事業者（支援対象事業を実施するものをいう。）が当該事業の実施にあたって、島根県内に事業所を有する中小企業者（島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年12月1日島根県条例第45号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者をいう。）への発注に努めていると認められること。	交付要綱第 3 条第 2 項の別表 2 の補助対象経費欄に定めるとおり	(1) 複数の市町村が共同で一の支援対象事業を実施しようとする場合は、別に定める交付申請書に共同で実施する市町村を記載すること。また、当該認定支援対象事業について、共同で実施する市町村の支援対象経費の総額は、市町村の数にかかわらず、交付要綱第 3 条に定める額とする。 (2) 市町村が株式会社等営利を目的として活動する法人に補助金等を交付して行う事業は、採算性等に鑑み民間事業者の参入が困難と認められる地域で行う事業に限ること。 (3) 施設改修又は車両、設備等の取得を含む場合、それらの改修又は取得のみを目的とする事業でないこと。 (4) 複数地区で連携して行う事業の場合、連携する地区のうちいずれかの地区の地区計画に本事業を活用して取り組む実践活動に関する記載があること。 (5) 補助金による支援の終了後も継続して課題の解決に取り組む仕組み、体制が構築されていること。 (6) 市町村が各種団体等に対して委託し、又は補助金を交付し、若しくは負担金を支出する事業については、島根県地域商業等支援事業の対象事業となるものを除く。 (7) 地区住民の会合参加に係る謝金等対価性の認められないもの、食糧費（事業に不可欠と認められるものを除く。）その他の社会通念上補助金等の交付対象として適当とはいえないものを除く。

地域の人材確保支援（空き家活用）	1 補助金の対象は、各種団体等が実施主体（以下、「実施主体」という。）となって、地域外からの定住者の確保を図るために地域の空き家等を次のいずれかに掲げる住宅等に改修し、賃貸する取組に対して、市町村が補助する事業とする。 (1) 中山間地域における、県外移住者や県内に定着、回帰する者用の賃貸住宅、お試し暮らし住宅及びシェアハウス (2) その他、移住、定住等に資する目的の住宅等として知事が認めるもの 2 1に規定する事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 耐震性能の確認を行ったものであること。 (2) 改修後の便所は、原則として水洗式であること。 (3) 工事の施工者は、県内に本店又は支店を有する事業者であること。 (4) 入居又は利用の対象者が、Ｕターン・Ｉターン者、移住者、定住者又はその地域への人の流れづくりに繋がると認められる者であること。 3 間接補助事業者（支援対象事業を実施するものをいう。）が当該事業の実施にあたって、島根県内に事業所を有する中小企業者（島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年12月1日島根県条例第45号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。）への発注に努めていると認められること。	交付要綱第3条第2項の別表2の補助対象経費欄に定めるとおり	
-------------------------	--	--------------------------------------	--

別表 2（第 5 条関係）

市町村	担当部署
松江市	中山間地域・離島振興課
浜田市	西部県民センター
出雲市	中山間地域・離島振興課
益田市	西部県民センター 益田事務所
大田市	西部県民センター 県央事務所
安来市	中山間地域・離島振興課
江津市	西部県民センター
雲南市	中山間地域・離島振興課
奥出雲町	中山間地域・離島振興課
飯南町	中山間地域・離島振興課
川本町	西部県民センター 県央事務所
美郷町	西部県民センター 県央事務所
邑南町	西部県民センター 県央事務所
津和野町	西部県民センター 益田事務所
吉賀町	西部県民センター 益田事務所
海士町	隠岐支庁県民局
西ノ島町	隠岐支庁県民局
知夫村	隠岐支庁県民局
隠岐の島町	隠岐支庁県民局

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業 事業計画書

持続可能なコミュニティづくり推進事業実施要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり、
関係書類を添えて提出します。

記

1. 認定を申請する事業区分

横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業

※ いずれかの事業を記載すること

2. 地区名 ○○地区

※ 公民館エリア名で記載すること

※ 複数地区の場合は、全ての地区を記載すること

2. 添付書類

〈横展開促進支援事業の場合〉

- (1) 事業計画書（別紙 1-1）
- (2) 地区計画・地域ビジョン等
- (3) 事業費積算表（別紙 1-2）
- (4) 市町村交付（補助）金交付要綱
- (5) 予算（見込）書（関係箇所のみ）
- (6) その他参考となる資料

〈地域の人材確保支援（空き家活用）事業の場合〉

- (1) 事業計画書（別紙 2-1）
- (2) 補助金交付申請内訳書（別紙 2-2）
- (3) 事業費の積算根拠を示す書面
- (4) 当該事業を行う空き家の図面
- (5) 当該事業を行う空き家の現況写真
- (6) 住宅の管理に関する契約書等
- (7) 歳入歳出予算書（抄本）
- (8) 耐震性能が確認できる書面
 - ・昭和56年 6 月 1 日以降に建築工事に着手したことを証する書面
 - ・建築士による耐震診断の報告書の写し
 - ・上記の書面を提出できない場合は、当該事業の完了までに耐震診断を実施することを確約する書面

文 書 番 号
年 月 日

市 町 村 長 宛て

島 根 県 知 事

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業計画の（変更）認定について

年 月 日付け 第 号にて提出のありました事業計画について持続可能なコミュニティづくり推進事業実施要綱第6条に基づき、下記のとおり支援対象事業を（変更）認定します。

記

1. 認定支援対象事業区分

横展開促進支援事業・地域の人材確保支援（空き家活用）事業

※ いずれかの事業を記載すること

2 支援対象者 市町村

3 事業費 ○○, ○○○千円

4 地区名 ○○地区

※ 公民館エリア名で記載すること

※ 複数地区の場合は、全ての地区を記載すること

様式第3号(第7条関係)

文 書 番 号
年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業変更認定申請書

年 月 日付け 第 号で認定通知のあった事業について、持続可能な
コミュニティづくり推進事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり変更したいので、関係
書類を添えて申請します。

記

- | | |
|----------|------------|
| 1 当初認定額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 2 変更後認定額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 3 差引変更額 | 金〇〇〇, 〇〇〇円 |
| 4 変更の理由 | |

<添付書類>

- ・事業計画書の新旧対照表
- ・その他参考となる書類

完了検査申請書

事業名	持続可能なコミュニティづくり推進事業 (地域の人材確保支援(空き家活用)事業)
市町村名	〇〇市町村
住宅の管理者	〇〇〇〇
住宅の名称	〇〇
構造・件数等	〇〇造 〇〇階建
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
交付決定番号	第〇〇〇〇号
交付決定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
交付決定金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助事業実施期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
検査希望年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
市町村検査年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記のとおり（調査・設計、工事）を完了しましたので、持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金実施要綱第 9 条第 1 項の規定により、検査を申請します。 年 月 日 島根県知事 様 〇〇市町村 〇〇市町村長 氏名	

※ （調査・設計、工事）の記載方法は以下のとおりとする
 調査・設計及び工事の両方を行った場合は、全てを記載
 工事のみを行った場合は、工事のみを記載

完了検査調書

事業名	持続可能なコミュニティづくり推進事業 （地域の人材確保支援（空き家活用）事業）
市町村名	〇〇市町村
住宅の管理者	〇〇〇〇
住宅の名称	〇〇
構造・件数等	〇〇造 〇〇階建
所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
交付決定番号	第〇〇〇〇号
交付決定年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
交付決定金額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補助事業実施期間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
検査年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
市町村立会者 職・氏名	〇〇
現地検査の意見 （調査・設計の成果品、現地の状況）が、持続可能なコミュニティづくり推進事業（地域の人材確保支援（空き家活用）事業）に関する交付申請に記載された内容に相違ないことを確認した。	
上記のとおり現地検査したことを確認する。 年 月 日 島根県知事 様 所属 検査員 職 氏名 ⑩	

※ （調査・設計の成果品、現地の状況）の記載方法は以下のとおりとする
調査・設計及び工事の両方を行った場合は、全てを記載
工事のみを行った場合は、現地の状況のみを記載

完 了 検 査 済 証

事業名	持続可能なコミュニティづくり推進事業 （地域の人材確保支援（空き家活用）事業）
市 町 村 名	〇〇市町村
住 宅 の 管 理 者	〇〇〇〇
住宅（団地）の名称	〇〇
構 造 ・ 件 数 等	〇〇造 〇〇階建
所 在 地	〇〇
交 付 決 定 番 号	第〇〇〇〇号
交 付 決 定 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 決 定 金 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
補 助 事 業 実 施 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
検 査 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日
市町村立会者 職・氏名	〇〇
検査の結果、上記のとおり完了していることを認める。 年 月 日 市町村長 様 所属 検査員 職 氏名 ⑩	

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業（地域の人材確保支援（空き家活用）事業）

利用状況報告書

持続可能なコミュニティづくり推進事業実施要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、利用状況を下記のとおり報告します。

事業実施 年度	(1)住宅 の名称	(2)左記住宅 の所在地	(3)種別	タイプ	家賃 (円/月)	入居日	(4)入居者の人数					(5)入居者の概要（入居が 無い場合は、入居者募集 の方法・状況等）
							～19	20 ～39	40～	合計	UI ターンの別等	
										0		
										0		

〔記載留意事項〕

- (1) 欄：戸別に記載すること。
- (3) 欄：「世帯」「単身」の別、及び「戸建て」、「長屋」、「共同建」、「共同居住型賃貸住宅」の別を記載すること。
- (4) 欄：報告年度の 4 月末現在の年齢ごとの入居者数を記載すること。
- (5) 欄：「産業体験を通じて〇〇県から I ターン（20 代夫婦）」等、入居者の属性等について、可能な限り具体的に記載すること。
- 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(別紙 1-1 事業計画書)

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業 事業計画書
(横展開促進支援事業【単独エリア・複数エリア】)

事業名	
市町村名	
地区名 ・ 連携する地区名	
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
過疎対策事業債充当	有 ・ 無

1. 事業の背景と目的

--

2. 事業の概要

--

3. 事業の目標と効果見込み

成果指標名(単位)	年度		年度		最終年度 実績値 計	最終年度 目標値	期待される効果	備考
	目標値	実績値	目標値	実績値				

※2カ年にわたる場合は、1年目、2年目の目標値、実績値をそれぞれ記載すること。

4. 実践活動の推進体制

--

5. 事業実施にあたっての地域住民等からの意見反映

--

6. 事業費

(単位：千円)

取組内容	全体	年度	年度
	経費	経費	経費

7. 実施スケジュール

年度(1年目)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

年度(2年目)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

8. 特記事項

【記載要領】

- ・ 本事業により、新たに実施する実践活動又は充実・継続を図る既存の実践活動について記載されている地区計画を添付してください。
- ・ 1. 事業の背景と目的には、地域を取り巻く状況(生活機能の残存状況)、それに対して市町村や地域運営組織が実施してきた内容、事業を実施する事で解決しようとする課題、目指す将来像等について記載してください。また、県内の先進事例の取組で参考とした地区や取組があれば記載してください。
- ・ 2. 事業の概要には、確保しようとする生活機能の内容、補助事業終了後の事業継続への見通し、事業スキーム等について具体的に記載してください。事業を構成する取組が複数ある場合は各取組に番号をふってください。
- ・ 3. 事業の目標の目標と効果見込みには成果指標として、事業実施前の基準値、事業実施後の目標値(達成年まで毎年)を記載し、あわせて、生活機能の維持・確保の観点からどのような効果が期待されるか、具体的に記載してください。
- ・ 4. 実践活動の推進体制には、地域、市町村及び関係団体(民間企業含む)との役割分担等について、具体的に記載してください。(図示可)
- ・ 5. 事業実施にあたっての地域住民等からの意見反映には、本事業を実施するにあたって、地域住民からの意見聴取やニーズ把握の方法、具体的に事業に反映させた内容について記載してください。
- ・ 6. 事業費の記載にあたっては、以下を留意してください。
 - ・ 取組内容には、2. 事業の概要で記載した内容を記載してください。
 - ・ 2. 事業の概要に複数の取組を記載している場合は、対応した番号をふってください。
 - ・ 当該年度の経費については、別紙「事業費積算表」(過疎債の充当有無によって、様式が異なります)に詳細を記載してください。
- ・ 7. 実施スケジュールには、「2. 事業の概要」の取組内容にふった番号ごとに詳細を記載してください。
- ・ 8. 特記事項には、本事業と関連し、市町村が実施する事業の概要や事業目的の達成に向けて、本補助金の交付以外に、特に県に協力を求める事項などがあれば記載してください。
- ・ 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(別紙 1-2 事業費積算表)

事業費積算表

(横展開促進支援事業)

(当該年度)

(単位：円)

取組内容	経費内訳	金額	積算根拠	備考
			(単価、数量等)	
合　計				

交付申請額

--	--

月

- ・「取組内容」欄は、事業概要書の「2. 事業の概要」で記載した番号と対応させてください。
- ・「経費内訳」欄は、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料等の区分を記入してください。
- ・「交付申請額」は持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金交付要綱に基づき算出してください。
- ・行が足りない場合は適宜追加してください。

(別紙 1-2 事業費積算表)

事業費積算表

(橫展開促進支援事業【過疎債分】)

(単位：円)

[illegible]

翌年度交付申請額 円

- ・「取組内容」欄は、事業概要書の「2. 事業の概要」で記載した番号と対応させてください。
- ・「経費内訳」欄は、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料等の区分を記入してください。
- ・「交付申請額」は持続可能なコミュニティづくり推進事業補助金交付要綱に基づき算出してください。
- ・「起債額」は「合計額」と同額になる場合も記載してください。
- ・行が足りない場合は適宜追加してください。

(別紙 2 - 1 事業計画書)

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業
(地域の人材確保支援(空き家活用)事業) 事業計画書

市町村名	
事業名	
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

1. 空き家の活用を実施する団体の概要

団体名称	
代表者氏名(フリガナ)	
代表者連絡先	
担当者名(フリガナ)	
担当者連絡先	
メールアドレス	

2. 空き家を活用した取組の目的と概要

取組の目的	
空き家活用の用途 (賃貸、シェアハウス等)	
取組の概要	
実施スケジュール (1年目)	

3. 対象空き家の現況

所在地	
所有者	
管理者	
築年数	
構造・階数	
延べ面積	

5. 調整費の活用計画

物件調査費	
入居者募集のためのPR経費	
その他調整費	

4. 空き家の改修計画

改修等を必要とする理由	
改修等を行う部分及び改修の内容等	
予定工期	年 月 日（開始）から 年 月 日（完了）まで

6. 改修等実施後の管理計画

管理者	
入居者の入居条件	
入居予定者の概要	

（注1）入居者の入居条件欄には、年齢制限、世帯と単身の別、入居者との契約期間と更新の有無等を記入すること。

（注2）入居予定者がある場合は、「〇〇県からのIターン者（30代夫婦と子ども1名」等、入居者の属性について具体的に記載すること。

(別紙 2 - 2 補助金交付申請内訳書)

年度持続可能なコミュニティづくり推進事業
(地域の人材確保支援(空き家活用)事業) 補助金交付申請内訳書

市町村名	
------	--

(当該年度)

(単位：千円)

交付申請の内容		内訳
調整費	物件調査費	
	入居者募集等のためのPR経費	
	その他知事が認める調整費	
	調整費合計	0
改修費	設計費	
	工事監理費	
	改修工事費	
	残置物処分費	
	その他知事が認める整備費	
	改修事業費合計	0
市町村補助総額		調整費
		改修費
A 補助事業対象経費		調整費 × 1/2
		改修費 × 1/2
B 補助上限額		調整費 250千円
		改修費 2,500千円
補助額	(A, Bのいずれか少ない額)	調整費 250千円
		改修費 2,500千円
	計	
交付申請額		